

製材の取扱業者の認証に伴う資格者養成研修会 開催案内（岩手会場）

1. 開催日：2026年12月15日（火）～16日（水）（更新は15日のみ）
2. 開催時間：両日とも9時30分から17時00分まで（9時00分受付開始）
3. 開催場所：キオクシア アイーナ・いわて県民情報交流センター
盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号
TEL 019-606-1717
駐車場はありません。WEBページに記載している近隣の有料駐車場をご利用下さい。
4. 定員：140名（申込締切り日前でも、定員になり次第締め切らせていただきます。）
5. 申し込み：別添受講申込書により、2026年11月27日（金）までに受講料を添えてお申込下さい。（申込はFAX可）
盛岡市菜園1-3-6 農林会館
岩手県木材産業協同組合
TEL 019-624-2141
FAX 019-652-1018
6. 受講料：新規研修（2日間）は1名につき27,500円
更新研修（初日のみ1日間）は1名につき16,500円
領収書は会場でお渡しします。
7. 昼食：お手数ですが、各自手配して下さい。
8. 宿泊等：お手数ですが、各自手配して下さい。
9. 研修対象者：
【新規研修】
J A S 認証の取得を予定している工場の従業員等で、新たに資格の取得を希望する方又は既 J A S 認証工場の従業員等で、新たに資格の取得を希望する方
【更新研修】
2022年度（令和4年度）に研修を受け、資格を取得又は更新した方で、

資格の継続を希望する方は、3年ごとに更新研修（研修期間1日）を受講することで、現在の資格が継続されます。

なお、研修終了後3年を経過した次年度に更新研修を受講しない場合、資格が失効するので御注意ください。

10. 研修科目：

当会が定める「認証の技術的基準に係る資格者養成等研修会実施要領」により、次の科目の研修を実施します。

- ① JAS 制度及び関係法規（JAS 法等の解説）
- ② 製材の認証制度、格付検査制度、表示制度（認証工場制度の考え方、認証の技術的基準の解説等）
- ③ 製材の品目・区分ごとの規格、格付検査・表示（JAS 規格の解説、格付検査方法、表示方法等）
- ④ 製材の品質管理（品質管理に関する専門的知識）
- ⑤ 木材の乾燥と強度
- ⑥ 製材品現物の格付検査等の実習
- ⑦ その他必要な事項
- ⑧ 能力判定（更新研修受講者を対象とした筆記試験）
- ⑨ 学科試験（新規研修受講者を対象とした筆記試験）

11. 修了証書の交付：

- （1）更新研修を受講し、能力判定に合格した方には、研修終了後に品質管理責任者、品質検査担当者等の研修課程の「修了証書(更新)」を交付します。
- （2）新規研修を受講し、学科試験に合格した方には、品質管理責任者、品質検査担当者等の研修課程の「修了証書」を交付します。

12. 認証工場の資格者の配置要件、必要人員：

JAS 認証工場に配置が必要な資格者及び人数は以下のとおりです。

【製造工場の資格者数】（経験及び学歴等の条件は別途規定）

（1）自ら格付検査をし、JAS マークを表示する A タイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2 名以上	
②品質管理責任者	1 名	研修修了者（①から選任）
③材面の品質検査担当者	2 名以上	研修修了者（②との兼務可）
④格付検査担当者	1 名以上	研修修了者
⑤格付責任者	1 名	研修修了者 （④から選任、②との兼務不可）

計 3 名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託し、JAS マークを表示する B タイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2 名以上	
②品質管理責任者	1 名	研修修了者 (①から選任)
③材面の品質検査担当者	2 名以上	研修修了者 (②との兼務可)
④格付担当者	1 名以上	研修修了者 (③との兼務可)

計 2 名以上の資格者が必要です。

【販売業者・輸入業者等の資格者数】(経験及び学歴等の条件を除く)

販売業者等が製造工場を指定し、販売業者と製造工場と一緒に JAS 認証を取得します。

(1) 自ら格付検査し、JAS マークを表示する A タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1 名以上	研修修了者
②格付検査担当者	1 名以上	研修修了者
③格付責任者	1 名	研修修了者 (②から選任、①との兼務不可)

販売業者に 2 名以上の資格者が必要です。

◆製造工場 (工場従業員でも可)

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2 名以上	
②材面の品質検査担当者	2 名以上	研修修了者 (①との兼務可)
③格付責任者補佐者 (必要な場合)	1 名以上	研修修了者 (②との兼務可)

製造工場に 2 名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託して、JAS マークを表示する B タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1 名以上	研修修了者
②格付担当者	1 名以上	研修修了者 (①との兼務可)

販売業者に 1 名以上の資格者が必要です。

◆製造工場 (工場従業員でも可)

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2 名以上	
②材面の品質検査担当者	2 名以上	研修修了者 (①との兼務可)

③格付担当者補佐者 (必要な場合)	1 名以上	研修修了者 (②との兼務可)
----------------------	-------	----------------

製造工場に 2 名以上の資格者が必要です。

13. 受講キャンセル時の返金措置について

受講をキャンセルする場合は、必ず申込先へ連絡するようにして下さい。

受講料お振込後の受講キャンセル時の返金額は、下表のとおりです。

キャンセルのタイミング	返金額
申込期限当日まで	振込手数料を差し引いた金額を返金
申込期限翌日から研修会開始まで	1 名 × 1,500 円 + 振込手数料を差し引いた金額を返金
研修会開始後 (無断欠席を含む)	返金しません。